現実を把握するために

農家志向別対策の必要性

以上述べたように、農家は農業をとりまく情勢の変化に応じて大きゆれ動きつつある。この背景には、一般にいわれている他産業との所得格差、古いかたちが依然として残っている前近代的な農村社会の仕組み、等が考えられるが、いずれにしても農家は、そのもっている現在の条件のなかから、将来とも農業だけで自立していきたいと希望する農家群と、農業と兼業による所得で、生活水準を引き上げたいと希望する農家群と、更には思い切って農業をやめ、他の産業に従事したい、と希望する場合が想定される。このように農家が志向方向にそって分解していく過程において、それぞれの農家は、国なり、県なり、又市町村等の、行政施策に対する要求もおのずから異なると思われる。

自立経営を志向する農家は農農業の所得なり生産性を向上するため、規模を拡大し、成長作目をとり入れ、資金も投入して、もうかる農業経営を確立するために、規模拡大に必要な助成なり融資措置、農畜産物の価格安定措置、高度な技術指導等を要求するであろう。又兼業志向農家は、農業所得を増すことよりも、兼業部門からの所得の増大を期待するであろうし、離農志向農家は、円滑に離農し、安定した職業に就けるような施策を希望することは、想像にかたくない。

従来の農政はややもすると、農家のまるがかえ的な農政で、前述のようにそれぞれの方向に分解しつつある農家の現段階では、必ずしも満足されるものではなかったと考えられる。

そこで今後の農政の在り方としては、農家の志向方向を適確にとらえ、それを基調として、農家の志向実現のために具体的な対策を講ずることが必要となってくる。

なぜ志向別台帳を作成するか

従来、国なり県なり、或いは市町村で行なわれて来た農業に関するいろいろの施策は、そのときの農業情勢に応じて企画立案され、実施されるのが通例で、いわば上から天降り式に実施される場合が多かった。勿論そのねらいは、農家がよくなることが目的であることはいうまでもないが、必ずしも農家が真に希求することと一致しない場合も考えられる。

例えば、同じ市町村部落のなかの農家でも、前述したように、将来とも農業を専業に、積極的に規模拡大し、自立化しようと考えている農家と、農業は現状か、或いは縮小して兼業収入を増していきたい農家、更には適当な職業があれば農業をやめて転職したい農家と、それぞれ志向を異にした農家があると考えられる。

従来の施策はおおむね部落等を単位に、いろいろと事業がなされる場合が多かった。このような場合将来とも農業を伸ばしたい農家でも、経営組織が異なるし、兼業の農家は、主として農作業に従事するのが、婦人、或いは老人に依存する場合が多い。離農希望農家は農地の処分、離農のための技能修得、離農資金等の問題があると考えられる。

このような状態のなかで、農家まるがかえ的に画一的な施策が行われることは必ずしも適切な措置ではなかろう。

従って、最も有効かつ適切な施策を遂行し、農家の要求に応ずるためには、個々の農家の志向方向と、その具体的な内容を適確に把あくし、これを基調として必要な施策を総合的に実施する必要がある。

農家志向別台帳は、このような農家の志向方向とその具体的な内容を適確に把あくするために作成するものある。

志向別台帳とは

従来、市町村の農業委員会で、農家の経営の実態をとらえ、市町村の農業行政の基礎的な資料とするため農家台帳が作成されていた。今回県がとりあげる農家志向別台帳は、この農家台帳に、更に前述した農家の志向に関する内容をとり入れて、従来の農家台帳と同時に作成しようとするものである。もともとこの農家台帳は、国の助成事業として、全国統一的に行なわれているが、本県の場合は、この全国共通の台帳様式に、志向調査に関する様式を加えて、本県独自の台帳様式を作成したものである。

従来の農家台帳は、家族およびその就業、雇よう、農用地、農業機械、農用施設、主な家畜、作物等の農業経営の概況を調査するのが主な内容であったが、志向台帳は、それに加えて、農家の志向、経営規模拡大又は縮少の内容、志向実現に必要な資金計画、あとつぎ、兼業に関する志向とその内容、離農の志向とその内容、及び農家所得の見とおし等を加えている。従って台帳も五枚から構成され、その内容もかなり複雑になっている。

この台帳は、市町村で選定される調査員によって調査記入され、更にその調査結果を市町村、農協、農業委員会、農業改良普及所等の関係者で確認し、集計表に転記し、これを自立経営志向、兼業志向、挙家離農志向にそれぞれ分類して集計整理すると同時に、経営類型別に区分して集計整理する。この集計結果は県に報告され、県では更にこれを集計整理する。なおこの台帳は市町村に保管し、五カ年間はこれを補充調査していく仕組みになっている。

めざす"もうかる農業"

農家の意志を反映

この台帳作成にあたっては、その主体となるものは農家自身であるから、その意志が十分反映されなければならないことはもちろんである。この場合も、ただたんに、経営主の考えだけでなく、家族全員の意志が反映されるよう家族会議等で十分検討し、将来の方向、計画等がきめられ、さらに、個々の農家の思い思いの計画のたんなるつみ上げでなく、地域計画とのつながりが必要である。

この場合の地域計画とは市町村の計画と理解してよかろう。即ち、農家が将来の方向をきめる場合の目やすとしても、また主産地の形成等の地域計画との関連においても、やはり市町村における計画が必要になってくる。幸に本県の場合、農業構造改善事業の進展に伴ない、大半の市町村が、市町村における農業構造の改善についての計画がたてられているので、これを基調とすればよい。

このようなことから、志向別台帳の作成にあたって、これが調査指導にあたる者は、市町村の計画を熟知して、農家の主体性を尊重しながら、農家の判断について、助言指導をする必要がある。

市町村の対策事業計画を

市町村においては、志向別台帳の集計整理の結果を基本として、自主的に志向別対策事業計画を策定し、農家の志向が実現出来るよう、これが推進にあたることになるが、その内容として次のような事項を考えている。

対策の構想

(1)農家志向別対策に関する基本構想

(ア)基本方針

◎基幹作目の選定

◎農業就業人口の見とおし

◎経営類型別自立経営農家の想定

(イ)農業生産と生産性向上の見とおし

◎総生産　◎一戸当り所得

(ウ)到達目標

◎農家の志向別戸数の想定

◎土地利用の配分　◎耕地規模

◎自立経営農家の資本装

(2)自立経営農家育成計画

(ア)自立経営農家の育成指標

◎経営類型別

◎各類型指標毎の育成手段

(イ)農業、人づくり計画

◎確保教育対策

◎家族関係の近代化対策

(ウ)耕地規模拡大計画

◎未墾地、既耕地の流動化計画

(エ)資本集約規模拡大計画（含協業）

(オ)革新技術推進計画（経営近代化）

(3)兼業農家の安定助長計画

(ア)就業の安定計画

◎兼業形態

◎職業分類別戸数とその対策

◎労働力対策

(イ)新生産体制確立計画

◎技術信託　◎農地信託

◎請負耕作　◎共同作業

◎共同施設利用

◎協業組織及び経営等

(ウ)兼業所得と農家所得

(4)挙家離農援護対策

(ア)職業別志向分類とその対策

(イ)離農援護対策

(5)総括対策

(ア)農用地及び農用施設の近代化と流動確保対策

◎集団化　◎改良　◎流動対策

(イ)流動合理化対策

◎基幹作目別流通合理化対策（主産地形成、組織、市場、輸送、年次別生産販売計画）

◎施設計画

(ウ)農村環境整備計画

(エ)資金計画

その他本対策上必要な事項

昭和40年度指定実験市町村

県事務所名	指定市町村名
鮑	村
城	町
名	村
本	町
池	村
蘇	町
城	町
代	村
北	町
磨	村
草	町
益	
熊	部
宇	橋
玉	和
鹿	加
菊	本
阿	城
上	国
八	佐
芦	丁
球	浦
天	浦
北	松
三	鹿
七	小
甲	千
田	上
河	

県の指導助言と優先措置

県の推進体制としては、関係諸機関からなる「農業近代化協議会」を開き全体的な総合調整をはかるとともに、志向別対策指導班をもうけて推進指導にあたるとともに、必要に応じて現行制度による補助事業や、制度資金の貸付け等にあたっては、これら志向別対策事業計画を樹立した市町村を優先させるなどの措置を講ずることにしている。

実験市町村の設置

志向別対策は、広汎にわたる総合的な施策であるため、これを一挙に実施することは困難であり、今後の推進の拠点とするため、各県事務所単位に一カ所あて、実験市町村を設置しこれが推進にあたっている。

（農政課）